

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第4号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年静岡県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ (略) エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ (略) (3) (略) 2 (略)	(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ (略) エ 身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明</u> を受けている者 オ (略) (3) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 の使用料の減免を受けたいので、申請します。
観音山少年自然の家

事業の名称 (使用目的)			
減免の理由 (右欄に人数 を記載)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため		人
	(2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため	(2)の計	人
	ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者		人
	イ 生活保護法による保護を受けている者		人
	ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者		人
	エ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者		人
	オ 児童及び生徒を引率する者		人
	(3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため		人
使用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
減免申請額	円		
内訳	宿泊分		日帰り分
勤労青少年	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
学生・生徒（高校）	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
生徒（中学）・ 児童・幼児	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
指導者・引率者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
その他の者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円	
	宿泊分計	円	日帰り分計 円

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定に基づいて行う令和7年4月1日以降の使用料減免承認申請に係る改正後の様式第2号の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。